

請願

愛知県学校保健会加盟について、2026年度、正式に加盟届の提出されていない学校については、加盟届を提出させること。(特に新規の学校等)

及び、学校保健会負担金については、公費、県費によるものとする。

請願の理由、趣旨

- 1 名古屋市立菊里高校の学校諸費の納入について(通知)資料1 には高体連、高文連の項目があるが、学校保健会の項目はない。
- 2 負担金交付決定通知書(資料2)には、名古屋市長が、名古屋市学校保健会に交付額350177円ということがわかる。(日本学校保健会拠出金分)とある。
- 3 名古屋市においては、全額かどうかは、不明であるが、学校保健会の負担金が市費、公費で支払われているといえる。

授業料の無償化ということからも、同じ区域の生徒は、平等な扱いを受ける権利があるということからも、学校保健会に関する負担金は、公費、県費にすることが求められると云ことである。

- 4 基本的に、加盟金、負担金等は(高体連、高文連、学校保健会等)学校分担金とある以上、県費で負担することが、求められる。体育連盟の活動の詳細は不明であるが、地域活動への移行、ということからすると、体育連盟の活動は、県、及び国の担う活動であるということが想定される。部活動も、参加者負担という考えではなく、参加者に金銭の負担をかけないという視点が求められるということである。学校保健会に関しても、命と健康ということから、取り組まれていることからすると、公費、県費で負担することが、基本であるといえる。

そのための条件整備が行政には求められるということである。

- 5 現在、全国商業高等学校長協会(校長の入会費)以前は、各学校 生徒一人一人から、集金されて納められていたが、指摘等により、現在は県費(公費)で、納められている。

請願事項

- 1 各学校に、2026年度、愛知県学校保健会への加盟、入会について、加盟入会の申請書、届を提出させること。申請、届をした学校は生徒、保護者に明らかにすること。
- 2 県立高校の学校保健会への負担金については、公費、県費によるものとする。
- 3 本年度進行中の加盟、入会等に関して



当然、生徒、保護者には、(説明不十分の場合は特に)学校保健会、規約、予算書、決算書等をもとに、説明を行い、承諾書をとること。承諾がなされない場合は、当然返金をすることを伝えること。

- 4 追記、県教委事務局は、任意団体への加盟入会等に関して、正確な実態を把握されていないかと心配する。

各学校が、2026年度どのような手順、説明で学校徴収金を集めているのか、正確な調査を行い、不十分な学校については速やかに指導等すること。

添付資料 3 愛知県高等学校保健会規約

資料 2 名古屋市の負担金交付決定通知書

資料 1 菊里高校1年生 学校諸費の納入について

口頭意見陳述希望



令和8年3月12日

普通科 新1学年保護者各位

名古屋市立菊里高等学校

校長 久木田 隆宏

学校諸費の納入について(通知)

令和8年度 普通科 第1学年 の学校諸費の納入予定について、下記のとおりお知らせします。
 なお、納入は、入学時、5月、そして10月の3回です。

1 学校諸費について

項 目	入学時 納入分	5月 納入分	10月納入分			合 計		
			音楽選択	書道選択	美術選択	音楽選択	書道選択	美術選択
生徒会費	—	5,640	—	—	—	5,640	5,640	5,640
学校徴収金	4,350	8,310	—	1,040	1,800	12,660	13,700	14,460
稲武合宿研修	—	9,260	—	—	—	9,260	9,260	9,260
空調費	—	3,060	3,060	3,060	3,060	6,120	6,120	6,120
入学料	5,650	—	—	—	—	5,650	5,650	5,650
口座振替手数料	—	10	10	10	10	20	20	20
計	10,000	26,280	3,070	4,110	4,870	39,350	40,390	41,150
納入日	4/8(水)	5/15(金)	10/20(火)					
納入方法	現金納入	口座振替	口座振替					

○入学料は、名古屋市に納入します。

○また、経済的な理由で修学が困難な方は入学料の免除を受けられる制度があります。

○「書道選択」と「美術選択」の方は、10月納入時に、選択科目の学校徴収金・芸術科教材費を口座振替します。

○PTA会費(PTA加入の方対象)の納入について

PTA会費は、10月納入時に2,880円を上記10月納入分学校諸費に加えて口座振替します。

○振替口座は、『新入生ガイドブック』記載のゆうちょ銀行「自動払込利用申込書」方法で申込された口座です。

2 学校徴収金(入学時分4,350円+5月納入分8,310円=12,660円)の内訳について

項 目	経 費	項 目	経 費	項 目	経 費
日本スポーツ振興センター共済	1,612	教具教材費	700	高体連学校分担金	340
身分証明書	110	実験実習費	918	高文連学校分担金	230
個人写真	480	情報科実習費	500	進路指導費	1,200
新入生ガイドブック	410	家庭科実習費	3,200	部活動奨励費	1,200
バッジ(校章)	650	紙ファイル	40	英検IBA受験料	580
災害時備蓄食糧	490	—	—	—	—
合 計			12,660		

(菊里高等学校 事務室)

資料 乙

7 教学保第 43 号

令和 7 年 5 月 19 日

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市学校保健会

会長 XXXXXXXXXX 様

名古屋市長 広沢 一郎



負担金交付決定通知書

令和 7 年 5 月 7 日付けで申請のあった名古屋市学校保健会に対する負担金（日本学校保健会拠出金分）については、下記条件を付して交付します。

記

1 交付額 金 350,177 円

2 交付の条件

- (1) 事業に関し、必要と認めるときは、指示することがある。
- (2) 申請内容に変更を生じた場合は、直ちに当教育委員会に連絡し、承認を受けること。
- (3) 臨時に事業または会計に関する報告を徴し、もしくは出納検査を行うことがある。
- (4) 前各号に違反し、または事業を予定どおり実施しないとき、もしくは不当があると認めたときは、負担金の全部または一部を返還させることがある。

愛知県学校保健会規約

(名称)

第1条 本会は、愛知県学校保健会と称し、公益財団法人日本学校保健会の加盟団体とする。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を名古屋市中区新栄一丁目49番10号愛知県教育会館内に置く。

2 事務局には、本会の庶務を行うために必要な職員を置くことができる。なお、その任命は会長が行うものとする。

(目的)

第3条 本会は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び国立高等専門学校における学校保健の普及充実及び向上発展をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 学校保健の普及啓発

(2) 学校保健に関する調査研究

(3) 学校保健に関する事業の企画及び実践

(4) 学校保健関係者の研修

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 小中学校部は、学校医部、学校歯科医部及び学校薬剤師部と連携して事業を行う。

3 県立学校部は、学校医部、学校歯科医部及び学校薬剤師部と連携して事業を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号によるものとする。

(1) 学校(園)医、学校(園)歯科医及び学校(園)薬剤師

(2) 校(園)長、教頭、保健主事及び養護教諭

(3) その他学校保健関係者

(4) 本会の目的に賛同し会長が認めた者

(組織)

第6条 本会に、学校(園)医部、学校(園)歯科医部、学校(園)薬剤師部、小中学校部、県立学校部の専門部を置く。

2 小中学校部に、部会及び郡市地区学校保健会を置き、それぞれの規程は別に定めることができる。

3 県立学校部に、部会及び支部を置き、それぞれの規程は別に定めることができる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 4 名

(3) 理事 若干名 内1名を理事長とする。

(4) 監事 2 名

2 会長、副会長及び監事は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

3 理事は、役員会において選出された者をもってこれにあてる。

4 理事長は、役員会において理事のうちから互選する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の指示を受けて本会の事務を執行する。
- 4 理事は、会務を掌理する。
- 5 監事は、会計及び会務を監査する。

(名誉会長・顧問・参与)

第9条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、会長が役員会に諮り、これを委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は会長の要請により会務に参画する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠役員の任期は、残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後新役員が就任するまでその職務を行うものとする。

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回招集することとし、会長が議長となる。また、必要ある場合は臨時に招集し議事を決議する。
- 3 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 規約の改正・変更に関する事項
 - (4) その他、会長が特に重要と認める事項
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同決の時は議長の決するところによる。
- 5 役員会は、会長が随時招集し、会長がその議長となる。
- 6 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会への提出議案に関する事項
 - (2) 総会において委任された事項
 - (3) 会長が必要と認める事項

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第13条 本会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第14条 負担金については役員会に諮り会長が別に定める。

(細則)

第15条 本規約を施行するために必要な細則は、役員会に諮り会長が定める。

第16条 本規約の変更は、総会の議決を要する。

附 則 本規約は、平成24年4月1日より施行する。

平成29年4月 1日改正

平成30年5月18日改正

平成31年4月 1日改正